

まちづくり及び計画の経緯

平成30年  
～  
令和4年

平成30年11月

まちづくり協議会発足

令和2年7月

東口の地区まちづくり計画策定

令和2年12月

東口の地区計画策定

令和3年10月

事業者より交通広場用地取得

令和3年12月

綾瀬ゾーン  
エリアデザイン計画策定

令和4年5月

綾瀬エリアをモデル事業の舞台  
とした「SDGs未来都市」・「自治  
体SDGsモデル」にダブル選定



◆SDGsの  
詳細はコチラ◆



令和4～5年度

まちづくりニュース4号（まちづくりのルールのイメージ）

綾瀬駅東口周辺地区 まちづくりのルールの検討に向けたアンケート

綾瀬駅東口周辺地区 地区まちづくり計画説明会→変更

令和6年度以降

綾瀬駅東口周辺地区 地区計画変更手続き

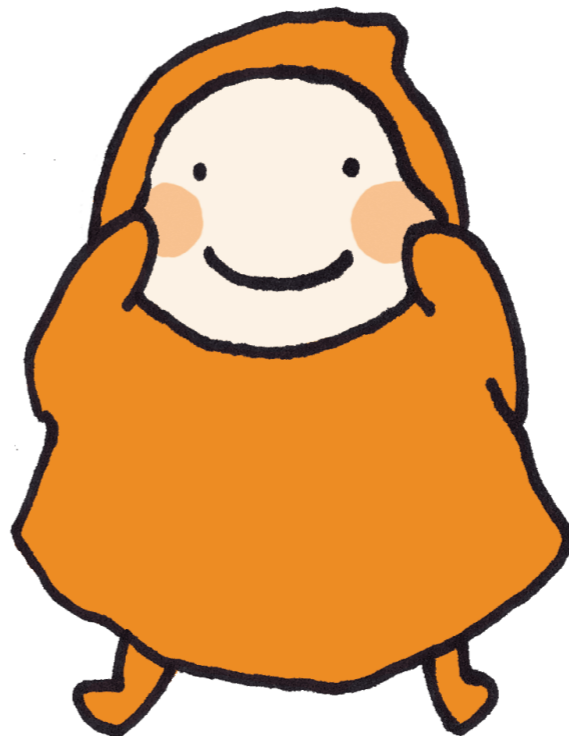
交通広場供用開始

旧こども家庭センター等跡地の活用

現在はコチラ

これ  
から

地区内の皆さまの「声」をお聞かせください！  
綾瀬駅東口周辺地区 建物を建てる際の  
ルールに関するアンケート



綾瀬駅東口周辺地区にお住まいの皆さまや  
土地建物の所有者さまに資料を郵送させてい  
ただきました。

地区の将来像である「未来につなぐ 豊かな  
暮らしと にぎわいあるまち」を目指して、まち  
づくりのルールを定めていきます。  
ぜひご意見をお寄せください！

下記の二次元コードからも回答できます！

令和5年

回答期限

2月28日(火)までに  
ご投函ください

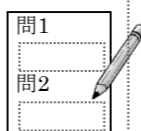
同封資料

ルールに関するアンケート(本紙) 資料1  
アンケート回答用紙 資料2  
返信用封筒

回答方法

記入

資料2の  
「回答用紙」に、直接、  
回答をご記入くださ  
い。



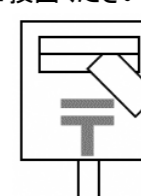
封入

同封の返信用封筒を  
ご利用ください。



投函

回答期限までに、  
ご投函ください。



②二次元コード

又は



アンケート回答

※当調査は足立区が実施していますが、調査票等の配布・回収、回答の集計は、  
調査受託会社「ランドブレイン株式会社」が行っています。

※いただいた回答は、計画取りまとめ以外の用途に使用することはありません。

お問い合わせ先

足立区 都市建設部 まちづくり課 東部地区係 南館4F 担当：国井・尾崎・小島  
電話：03-3880-5441 (直通) FAX：03-3880-5605

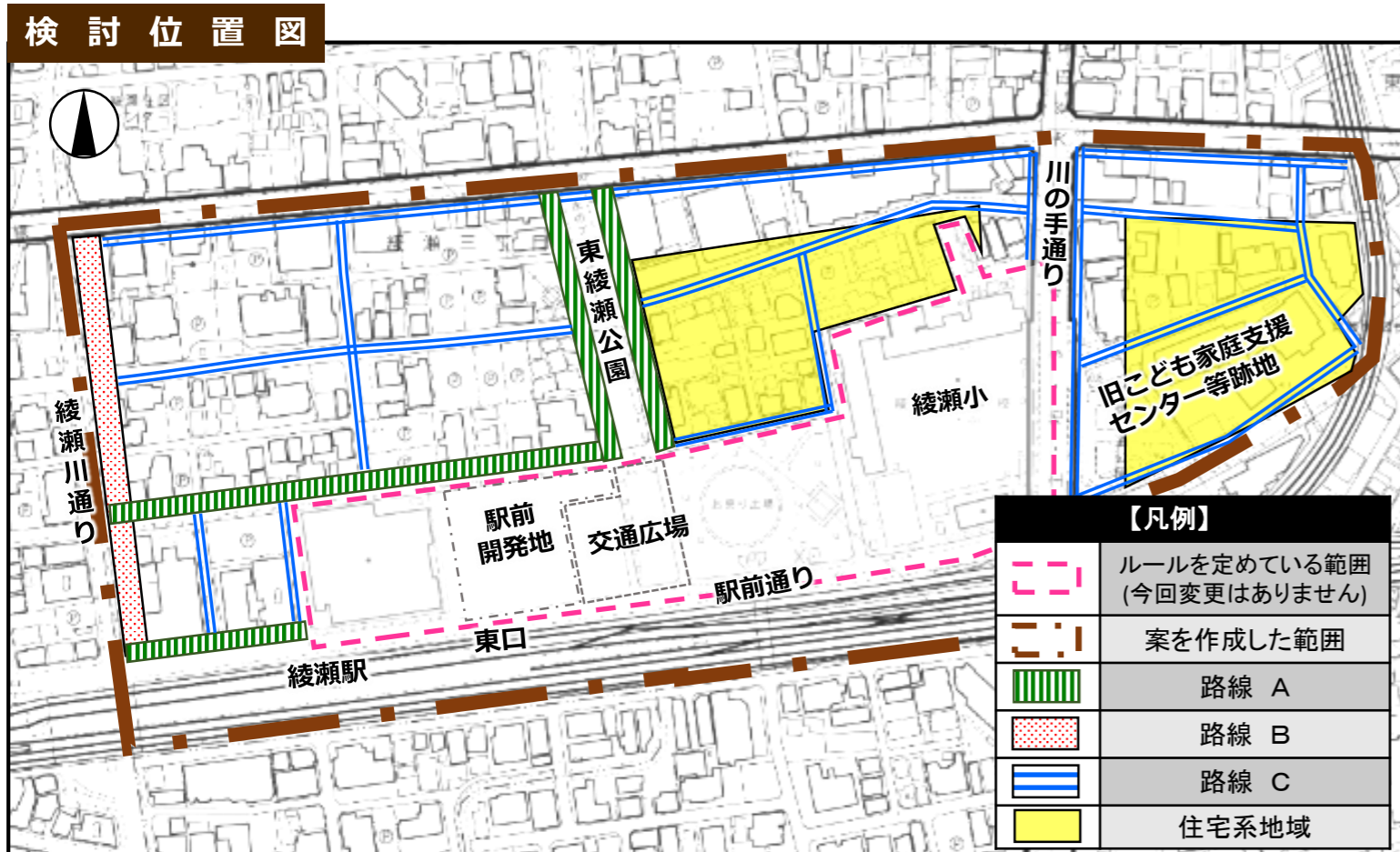
✉ : machi@city.adachi.tokyo.jp



# これまでのアンケート結果などから 建物を建てる際のルール案（区案）を作成しました

下図の 部分の範囲に①～④の4項目の建物を建てる際のルールの区案を作成しました。具体的な制限内容や制限範囲を記載していますので、ご確認いただき、同封した資料2のアンケートにご協力ください。

※ルールができてはすぐ建て直したりする必要はありません。建替えの際のルールです。



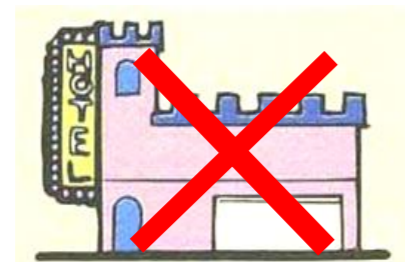
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2.500分の1の地形図を利用して作成したものである。（承認番号）MMT利許第04-121号（承認番号）4都市基交都第13号、令和4年5月19日（承認番号）4都市基街都第85号、令和4年6月14日

## ① 建築物等の用途の制限

地区全体には風俗施設の制限を、にぎわいを誘導する路線A（）の1階には店舗などの用途の誘導を考えています。

キャバレーなどの風俗施設の抑制

調査位置図 全体の範囲



1階に店舗などの用途の誘導

調査位置図 路線Aの範囲

※ただし戸建ての建替えは可能。

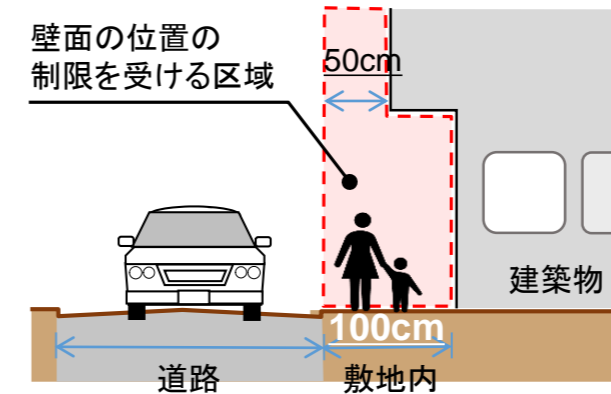


## ② 壁面の位置の制限

建物の外壁や柱の位置を制限するもので、にぎわいの路線A（）と交通量があるにもかかわらず歩道が狭い路線B（）には、子どもと大人が手をつないで歩けるくらいの空間として**100cm**を、車のおりが多い路線C（）には、人ひとり分、避けられるくらいの空間として、民法上の制限と同じ**50cm**としています。

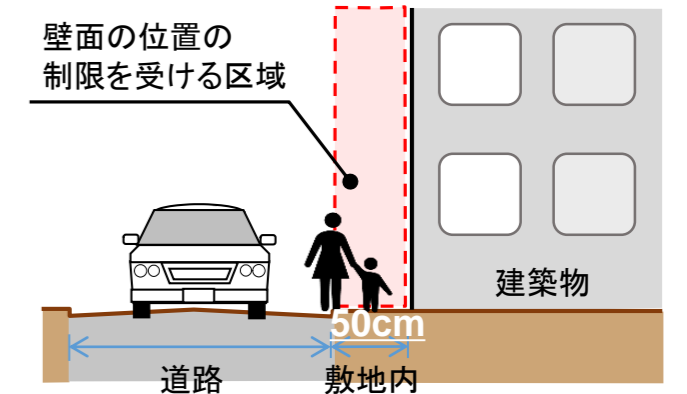
調査位置図 の道路に面する範囲

【路線A・路線B】1階部分のみ最低**100cm**



調査位置図 の道路に面する範囲

【路線C】建物の外壁や柱を道路境界線から最低**50cm**



## ③ 敷地面積の最低限度

新たに土地を分割する際の敷地面積を、

- 住宅系地域：最低83㎡
- 商業系地域：最低200㎡

と考えています。

例外として、もともと上記数値未満の場合は、分割しなければそのまま建築することができるなどとしてします。

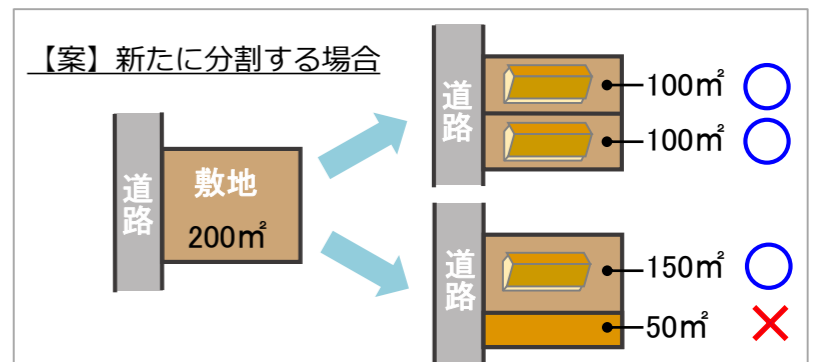
調査位置図 の範囲

住宅系地域：最低83㎡

調査位置図 以外の範囲全て

商業系地域：最低200㎡

【例】  
最低 **83** ㎡（約25坪）



## ④ 垣又は柵の構造の制限

調査位置図 全体の範囲

道路の安全性の向上、緑化を促進するため、門や塀の高さや形状などを制限するものです。

